

社会保険ひろしま

第876号

- 夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定事務の改正
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例
- 「標準報酬月額」を従業員にお知らせください
- 出張相談所開設のご案内（9月）その他
- 健康づくりに積極的な事業所様を「健康づくり優良事業所」として認定しました！
- 受診が必要な方へのご案内
- 協会けんぽ2020（令和2）年度決算（見込み）のお知らせ



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年6月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		56,948	56,369
船舶所有者数		267	346
被保険者数	男性	515,037人	390,680人
	女性	325,165人	268,342人
	船員	3,219人	3,284人

日本年金機構からのお知らせ

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定事務の改正

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者認定事務について、主に以下の2点が改正されました。

(1) 夫婦ともに収入がある場合の認定の考え方

被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者であると認定しますが、「年間収入」の考え方について以下の通り見直されました。

旧：被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入

新：過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ年間収入

(2) 育児休業等の期間における取り扱い

主として生計を維持する方が育児休業等を取得したことにより、夫婦の収入が逆転する場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

※すでに認定が行われた方の本改正にともなう再申請は不要です。

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例

被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際における収入確認にあたっては、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込み算定することとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下「ワクチン接種業務」という。）は、例年のない対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に含めないこととします。

対象者：ワクチン接種業務に従事する医療職の方

対象となる収入：令和3年4月から令和4年2月末までの期間において、ワクチン接種業務により得た収入

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定いたします。

決定した「標準報酬月額」については、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料（賞与の場合は、標準賞与額にかかる保険料）を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（9月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時	会 場	予約制の有無	
			① 予約の受付締め	② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	9月30日(木) 10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2	① 相談日の前日 ② ※2 参照
竹原市	9月8日(水) 10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (9/23は祝日のため 開催しません。) 10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3		
尾道市因島	毎週月曜日 (9/20は祝日のため9/21 に振替実施します。) 10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	完全予約制 ※1	① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市向島	毎週金曜日 10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室		
世羅町	9月16日(木) 10:00~15:30	世羅町役場本庁舎		
庄原市	9月15日(水) 10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1	① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係 ☎050-5812-1854、
芸北支所 ☎050-5812-2110、大朝支所 ☎050-5812-2211、豊平支所 ☎050-5812-1122 で受け付けます。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島 県内の年金事務所への事前申し込みにより、 手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	9月8日(水) 13:00~15:00	
福山年金事務所	9月8日(水) 13:00~15:00	

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

健康づくりに積極的な事業所様を「健康づくり優良事業所」として認定しました！

「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされた事業所様を対象に、令和2年度の健康づくりへの取り組みを確認させていただき、認定基準を満たされた事業所749社を令和3年度「健康づくり優良事業所」として認定いたしました。

健康づくり優良事業所の認定について

点数	認定の表示 (★の個数)	認定事業所数
90点以上	★★★★★	333社
75点以上90点未満	★★★★	289社
60点以上75点未満	★★★	127社

※チェックシートの評価項目(質問)に記載の配点に応じて、合計点数が「60点」以上の事業所様を認定します。また、工夫された取り組みについて、自由記述欄を設けており、内容に応じて加点(1項目最大5点×2項目)しています。

認定証(イメージ)



社内の応接室への
掲示やホームページに
掲載ください！

健康づくり優良事業所様を協会けんぽ広島支部もPRします！

令和3年度健康づくり優良事業所様を協会けんぽ広島支部ホームページに掲載しています。
また、今回で認定制度は5回目となり、5年連続認定を受けた事業所様、4回認定を受けた事業所様もあわせてホームページに掲載しています。引き続き、継続的な取り組みをお願いします。

■ ひろしま企業健康宣言にエントリーをお願いします！

「健康づくり優良事業所」の認定を受けるには、まず「ひろしま企業健康宣言」にエントリーをしてください！協会けんぽ広島支部から、事業所様の健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、未宣言の事業所様におかれましては、是非エントリーをお願いします！



ひろしま企業健康宣言
エントリーはこちらから
健康経営ドラマ公開中！

受診が必要な方へのご案内

健診を受けて治療が必要な方に、医療機関への受診をお勧めしています

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の血圧・血糖検査の結果、医療機関での受診が必要な35～74歳の方で、3か月以内の受診が確認できなかった方に対して、医療機関への受診をお勧めしています。

お勤め先に、以下の委託機関の保健師等より、手紙や電話でご連絡させていただくことができます。

社員の皆様の健康づくりとして事業所様のご協力をお願いします。

受診勧奨業務委託先機関

株式会社 エム・エイチ・アイ の保健師等から連絡があります

- ・所在地：東京都新宿区高田馬場4-39-7
- ・電話番号：0120-551-705
- ・委託期間：令和3年5月17日～令和4年3月31日

受診が必要な方は
お早めのご受診を
お願いします。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

お問い合わせは協会けんぽ保健グループへ TEL:082-568-1032 受付時間:平日8:30～17:15

協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります！

協会けんぽ 2020(令和2)年度決算(見込み)のお知らせ

2020年度の決算(見込み)のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う協会けんぽ加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等により、協会けんぽ発足以来初めて保険給付費(特に、医療機関に支払う「医療給付費」)が前年度より減少しました。一方で、経済状況の悪化により保険料収入が減少しましたが、保険給付費(支出)の減少額が保険料収入の減少額よりも大きかったため、前年度と比べ収支差が784億円増加しました。

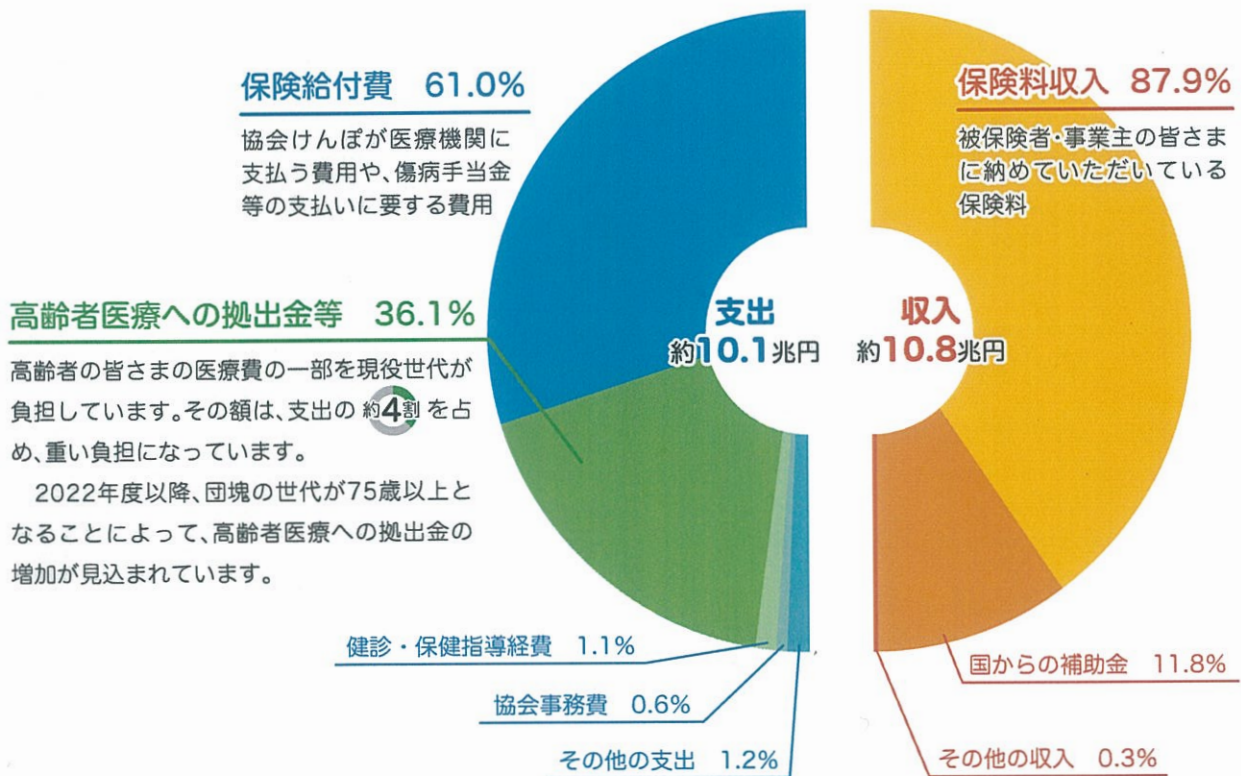
※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2020年度決算(見込み)

医療分

収入	10兆7,650億円	(▲1,047億円)
支出	10兆1,467億円	(▲1,831億円)
収支差	6,183億円	(+784億円)
準備金	4兆 103億円	(+6,183億円)

※ ()内は、対前年度比。



Q. 2020年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は安心なんでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・ 経済状況の先行きが不透明であることから、今後の保険料収入の見通しも不透明です。
- ・ 一方で、支出面では、医療給付費は、加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって2020年4、5月に大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の水準まで戻りつつあります。
- ・ また、2022年度以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金等の増加が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。

申請書の郵送にご協力ください。